

交流及び共同学習・障害のある人 との交流について

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

ユニバーサルデザイン2020行動計画（抜粋）

（平成29年2月20日 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）

Ⅱ. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

ユニバーサルデザイン2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

ユニバーサルデザイン2020行動計画（抜粋）

（平成29年2月20日 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえた上で、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、子供達が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要である。また、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、重複障害を含め様々な種別の障害のある人自身も役割を担うことが期待される。

また、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくことも重要である。同時に、大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくことも大事である。

③障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開

各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、平成29年度を目途に、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」を設置し、全国において、自治体単位で福祉部局、教育委員会、障害のある人やその支援等にかかわる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討し、平成29年度中に平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得る。

[文部科学省、厚生労働省]

このため、特別支援学校と交流している小・中・高等学校や特別支援学級を設置している小・中学校（約2万校）等を軸に、平成29年度から、障害のある人との交流及び共同学習の更なる推進のための新たな取組を実施し、その成果を踏まえて平成30年度から全面展開を図る。 [文部科学省]

1. 交流及び共同学習について

障害者基本法における交流及び共同学習の位置づけ

目的・経緯 等

<目的>

全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

<経緯>

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成 16年6月 障害者基本法改正
- 平成 23年8月 障害者基本法改正（公布・施行）

教育の条文のみ抜粋

（教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

○交流及び共同学習に係る新学習指導要領の規定（小・中・高）

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)
総則	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p>	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p>
特別活動	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>
生活	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(5) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。</p>	

○交流及び共同学習に係る新学習指導要領の規定（特別支援学校）

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）

第1章 総則

第6節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

○交流及び共同学習の実施にあたっての留意事項等 (学習指導要領解説より)

	小・中学校 新小学校学習指導要領解説 総則編(平成29年6月) 125 P 新中学校学習指導要領解説 総則編(平成29年7月) 126 P	特別支援学校 現行特別支援学校学習指導要領解説総則等編 (幼稚部・小学部・中学部)(平成21年6月) 188~189 P
意義	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義 ・相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面、二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進 ・児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場 ・学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待
内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習 ・文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で実施 ・文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深める など
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切 ・特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切

中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月） ～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

内 容

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎と

なる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

○中教審初中分科会報告（H24）概要（障害者理解、交流及び共同学習について）

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(2) 「基礎的環境整備」について

- 改正障害者基本法の理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるように配慮する観点から、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要である。また、一部の自治体で実施している居住地校に副次的な籍を置くことについては、居住地域との結び付きを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある。居住地校交流を進めるに当たっては、幼児児童生徒の付き添いや時間割の調整等が課題であり、それらについて検討していく必要がある。また、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習も一層進めていく必要がある。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(3) 交流及び共同学習の推進

- 特別支援学校や特別支援学級を設置している学校における交流及び共同学習は必ず実施していくべきであるが、特別支援学級を設置していない学校においても、交流及び共同学習以外の形であっても何らかの形で、共生社会の形成に向けた障害者理解を推進していく必要がある。
- 特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

○ 「交流及び共同学習ガイド」

文部科学省では、小学校、中学校等における障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習が積極的に取り組まれるように、「交流及び共同学習ガイド」を作成し、文部科学省ホームページに掲載。

○ 「交流及び共同学習ガイド」 (文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

「交流及び共同学習ガイド」目次

第1章 よりよい交流及び共同学習を進めるために

1. 交流及び共同学習の意義
2. 教育課程とのかかわり
3. 障害のある子どもの理解
 - (1) 視覚障害
 - (2) 聴覚障害
 - (3) 知的障害
 - (4) 肢体不自由
 - (5) 病弱・身体虚弱
 - (6) 言語障害
 - (7) 情緒障害・自閉症
 - (8) LD (学習障害)
 - (9) ADHD (注意欠陥多動性障害)

第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解
2. 組織づくり

3. 指導計画の作成

4. 事前学習

5. 交流及び共同学習の実際

6. 事後学習

7. 評価の方法

8. 実施上の留意点

9. 事例

- ・小学校と特別支援学校(知的障害)との交流及び共同学習
- ・小学校と特別支援学校(肢体不自由)との交流及び共同学習
- ・小学校と特別支援学校(病弱)との交流及び共同学習
- ・小学校の通常学級と特別支援学級(情緒障害)との交流及び共同学習
- ・小学校の通常学級と特別支援学級(知的障害、情緒障害)との交流及び共同学習 – 学校給食を通して –
- ・中学校と特別支援学校(視覚障害)との交流及び共同学習
- ・中学校の通常学級と特別支援学級(知的障害)との交流及び共同学習
- ・特別支援学校(聴覚障害)と中学校との交流及び共同学習 – 部活動を通して –

10. 事例・写真提供校

(H20作成)

2. 障害のある人との交流について

○障害のある人との交流に係る新学習指導要領の規定（小・中・高）

	小学校 (平成29年3月告示)	中学校 (平成29年3月告示)
特別活動	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、<u>幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話</u>、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、<u>幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話</u>、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>

○障害のある人との交流にあたっての留意事項等
 (小・中・高等学校学習指導要領解説より)

	小学校 (新学習指導要領解説 特別活動編 (平成29年6月) 155～156P)	中学校 (新学習指導要領解説 特別活動編 (平成29年7月) 127～127P)
意義	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々の存在に気付いたり，共に力を合わせて生活したりすることの大切さを学ぶ ・一人一人が多様性を尊重しながら力を合わせて生活する態度を身に付けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の尊重や共に力を合わせて生活することの大切さを学ぶこと。
内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設の人々を学校行事の運動会に招待したり，一緒に競技して交流したりすること ・児童会活動の委員会活動で訪問したり，クラブ活動の成果を発表したりすること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設の人々を学校行事の文化祭に招待したり交流会を開催したりすること ・近隣の特別支援学校の児童生徒と，生徒会活動や学校行事において共同学習をすること等
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が交流する人々のニーズに応じて手伝ったり世話をしたりする活動を通して，他者の役に立つことや社会に貢献することを実感できるようにすることが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるように指導を工夫するとともに，自分のよさや可能性を発揮してよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的，実践的な活動を設定すること。